

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 美里町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	9	1,100	12	1,100	0	0
1	53	エチルベンゼン	2	4	3,600	8	0	0	3,600
1	80	キシレン	3	2	186,300	2	0	0	186,300
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	2,900	11	1,700	0	1,200
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3	2	139,500	4	0	0	139,500
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	4	4,200	7	0	0	4,200
1	300	トルエン	4	1	561,700	1	111,700	0	450,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	4	162,000	3	0	0	162,000
1	400	ベンゼン	2	4	29,000	5	0	0	29,000
1	438	メチルナフタレン	1	9	3,000	10	0	0	3,000
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	9	3,600	8	3,600	0	0
3	35	メタノール	2	4	7,800	6	7,800	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	9	1,000	13	1,000	0	0
合計			—	—	1,105,700	—	126,900	0	978,800

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。